



熊本県公報

号外 第 3 1 号
令和 6 年(2024 年)
5 月 27 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則・（市町村課） 1

規 則

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 2 1 号

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県本人確認情報の開示等に関する規則（平成 1 4 年熊本県規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則
第 8 条の見出し中「本人確認情報の」を削る。
第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。
（附票本人確認情報の開示等についての準用）
第 1 0 条 この規則（第 1 条、第 2 条及び別記第 1 号様式を除く。）の規定及び様式は、法に基づく附票本人確認情報の開示等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定及び様式中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条	第 3 0 条の 3 2 第 1 項	第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する法第 3 0 条の 3 2 第 1 項
	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書
第 4 条第 2 項及び第 5 条	本人確認情報	附票本人確認情報
第 6 条第 1 項	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	本人確認情報確認書	附票本人確認情報確認書
	本人確認情報が	附票本人確認情報が
	本人確認情報不存在通知書	附票本人確認情報不存在通知書
第 6 条第 3 項	本人確認情報の	附票本人確認情報の
第 6 条第 4 項	本人確認情報	附票本人確認情報
	ものとする	ものとする。ただし、当該者が国外転出者である場合は、この限りでない
第 7 条	第 3 0 条の 3 3 第 2 項	第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する法第 3 0 条の 3 3 第 2 項
	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
第 8 条第 1 項	第 3 0 条の 3 5	第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する法第 3 0 条の 3 5
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	本人確認情報訂正（追加・削除）申出書	附票本人確認情報訂正（追加・削除）申出書
第 9 条第 1 項	第 3 0 条の 3 5	第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する法第 3 0 条の 3 5

	本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書	附票本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書
第9条第2項	本人確認情報	附票本人確認情報
	ものとする	ものとする。ただし、当該者が国外転出者である場合は、この限りでない
別記第2号様式	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書
	第30条の32第1項	第30条の44の13において準用する同法第30条の32第1項
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
別記第3号様式	本人確認情報確認書	附票本人確認情報確認書
	本人確認情報は	附票本人確認情報は
別記第4号様式	本人確認情報不存在通知書	附票本人確認情報不存在通知書
	本人確認情報については	附票本人確認情報については
	第30条の32第2項	第30条の44の13において準用する同法第30条の32第2項
	本人確認情報が	附票本人確認情報が
別記第5号様式	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	第30条の33第2項	第30条の44の13において準用する同法第30条の33第2項
	第30条の33第1項	第30条の44の13において準用する同法第30条の33第1項
別記第6号様式	本人確認情報訂正（追加・削除）申出書	附票本人確認情報訂正（追加・削除）申出書
	第30条の35	第30条の44の13において準用する同法第30条の35
	本人確認情報について	附票本人確認情報について
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
	本人確認情報確認書	附票本人確認情報確認書
	本人確認情報不存在通知書	附票本人確認情報不存在通知書
別記第7号様式	本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書	附票本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書
	本人確認情報の訂正等について	附票本人確認情報の訂正等について
	第30条の35	第30条の44の13において準用する同法第30条の35
	本人確認情報の開示	附票本人確認情報の開示

附 則
この規則は、公布の日から施行する。